2　差押債権者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める文書の写しを執行裁判所に提出するものとする。

一　差押債権者が第五十一条の七第三項に規定する指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合　その者が当該指定許認可等を受けていることを証する文書

二　自己の計算において差押債権者に買受けの申出をさせようとする者が第五十一条の七第三項に規定する指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合　その者が当該指定許認可等を受けていることを証する文書

第三十五条第二項中「一週間」を「三週間」に改める。

第三十八条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同条に次の一項を加える。

7　第三十一条の二の規定は、期日入札における入札について準用する。この場合において、同条中「差押債権者」とあるのは「入札人」と、「執行裁判所」とあるのは「執行官」と、同条第一項中「法第六十三条第二項第一号の申出をするときは、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と読み替えるものとする。

第四十六条第二項中「一週間」を「三週間」に改める。

第五十条第四項中「第三十五条」を「第三十一条の二、第三十五条」に、「第六項」を「第五項」に改め、「この場合において」の下に「、第三十一条の二中「差押債権者」とあり、並びに第三十八条第三項及び第四項中「入札人」とあるのは「買受けの申出をしようとする者」と、第三十一条の二中「執行裁判所」とあるのは「執行官」と、同条第一項中「法第六十三条第二項第一号の申出をするときは、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、第三十八条第五項中「入札」とあるのは「買受けの申出」と」を加える。

第五十一条第九項を次のように改める。

9　第三十一条の二の規定は執行官が第一項の規定による裁判所書記官の処分に基づいて不動産の売却を実施した場合について、第四十四条第二項の規定は第六項の調書について準用する。この場合において、第三十一条の二中「差押債権者」とあるのは「買受けの申出をしようとする者」と、「執行裁判所」とあるのは「執行官」と、同条第一項中「法第六十三条第二項第一号の申出をするときは、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と読み替えるものとする。

第五十一条の四第四項中「執行について」の下に「、第三十一条の二の規定は法第六十八条の二第二項の申出について」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十一条の二第一項中「差押債権者は、法第六十三条第二項第一号」とあるのは、「差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。以下この条において同じ。）は、法第六十八条の二第二項」と読み替えるものとする。

第五十一条の六の次に次の一条を加える。

（最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）

第五十一条の七　法第六十八条の四第一項ただし書の最高裁判所規則で定める場合は、最高価買受申出人が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。

2　法第六十八条の四第二項ただし書の最高裁判所規則で定める場合は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。

3　前二項の「指定許認可等」とは、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）であつて、当該許認可等を受けようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当しないことが法令（同条第一号に規定する法令をいう。）において当該許認可等の要件とされているもののうち最高裁判所が指定するものをいう。

4　前項の規定による指定がされたときは、最高裁判所長官は、これを官報で告示しなければならない。

第八十三条第一項中「並びに第二項」の下に「、第三十一条の二（第三十八条第七項（第四十九条において準用する場合を含む。）、第五十条第四項、第五十一条第九項及び第五十一条の四第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに第五十一条の三並びに第五十一条の七」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項において準用する第三十四条に規定する入札における入札人及び同項において準用する第五十条第一項に規定する競り売りにおいて買受けの申出をしようとする者は、住民票の写しその他のその住所を証するに足りる文書を執行官に提出するものとする。

第九十六条第一項中「第一項前段」の下に「及び第九項（第三十一条の二の規定を準用する部分に限る。）」を加える。

第九十七条中「第六十四条の二」の下に「、法第六十五条の二」を、「第六十八条の二」の下に「、法第六十八条の四」を、「第六十九条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）」の下に「、法第七十一条第五号」を、「第三十一条」の下に「、第三十一条の二（第三十八条第七項及び第五十条第四項において準用する場合を含む。）」を、「第五十一条の四まで」の下に「、第五十一条の七」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項において準用する第三十四条（期間入札に係る部分を除く。）に規定する入札における入札人及び同項において準用する第五十条第一項に規定する競り売りにおいて買受けの申出をしようとする者は、住民票の写しその他のその住所を証するに足りる文書を執行官に提出するものとする。

第百二十条第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

第百三十三条の次に次の一条を加える。

（債務者に対する教示の方式等）

第百三十三条の二　法第百四十五条第四項の規定による教示は、書面でしなければならない。

2　法第百四十五条第四項の最高裁判所規則で定める事項は、法第百五十三条第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てに係る手続の内容とする。

第百三十七条中「第百五十五条第三項」を「第百五十五条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（支払を受けていない旨の届出の方式）

第百三十七条の二　法第百五十五条第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　事件の表示

二　債務者及び第三債務者の氏名又は名称

三　第三債務者から支払を受けていない旨

2　前項の書面には、第三債務者から支払を受けていない理由を記載するものとする。